

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について [令和6年8月分]

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数
20240801	有限会社 サイワ運輸 (法人番号 8400002008175) 代表者佐藤 忠夫	岩手県花巻市高木 第20地割38番地1	本社営業所	岩手県花巻市高木第20 地割38番地1	輸送施設の使用停止(30日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業法(以下「法」)第17条第1項第2号、法第17条第4項	令和6年2月21日、監査方針を端緒として監査を実施した結果、4件の違反が認められた。(1)整備不良車両等(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条の3及び道路運送車両法第47条)、(2)運転者の指導監督義務違反(安全規則第10条第1項)、(3)初任運転者に対する特別な指導監督義務違反(安全規則第10条第2項)、(4)初任運転者に対する運転適性診断受診義務違反(安全規則第10条第2項)	3	3
20240820	株式会社 イーライン (法人番号 3380001028405) 代表者伊東 智幸	福島県福島市上島 渡字しのぶ台78番 地の11	本社営業所	福島県福島市永井川字 合ノ川16-2	輸送施設の使用停止(30日車)及び文書警告	法第17条第1項第1号	令和6年2月20日、監査方針を端緒として監査を実施した結果、3件の違反が認められた。(1)乗務時間等基準告示の遵守違反(安全規則第3条第4項)、(2)業務の記録義務違反(安全規則第8条)、(3)運転者の指導監督義務違反(安全規則第10条第1項)	3	3
20240820	株式会社 大翔運輸 (法人番号 5410001007659) 代表者斉藤 大将	秋田県能代市二ツ井 町仁鮎字中台121番 地3	本社営業所	秋田県能代市二ツ井町 仁鮎字中台121番地3	輸送施設の使用停止(20日車)及び文書警告	法第17条第1項第1号、法第17条第4項	令和6年2月8日、監査方針を端緒として監査を実施した結果、3件の違反が認められた。(1)乗務時間等基準告示の遵守違反(安全規則第3条第4項)、(2)運転者の指導監督義務違反(安全規則第10条第1項)、(3)運行管理者の講習受講義務違反(安全規則第23条第1項)	2	2

20240821	荒沢運送 有限会社 (法人番号 8400002007672) 代表者小船 清悦	岩手県八幡平市清水97番地の2	本社営業所	岩手県八幡平市清水97番地の2	輸送施設の使用停止(30日車)及び文書警告	法第9条第1項、法第17条第1項第2号	令和6年2月16日、監査方針を端緒として監査を実施した結果、3件の違反が認められた。(1)自動車車庫の位置及び収容能力違反(貨物自動車運送事業法施行規則(以下「施行規則」)第2条第1項第5号)、(2)整備不良車両等(安全規則第3条の3及び道路運送車両法第47条)、(3)運転者の指導監督義務違反(安全規則第10条第1項)	3	3
20240822	有限会社 誠信興業 (法人番号 3390002011524) 代表者信夫 秀樹	山形県新庄市五日町2929番地の8	本社営業所	山形県新庄市大字仁間字野際297番6	輸送施設の使用停止(20日車)及び文書警告	法第17条第1項第2号	令和6年3月12日、監査方針を端緒として監査を実施した結果、2件の違反が認められた。(1)整備不良車両等(安全規則第3条の3及び道路運送車両法第47条)、(2)運転者の指導監督義務違反(安全規則第10条第1項)	2	2
20240822	川西運送 有限会社 (法人番号 5390002014624) 代表者高橋 廣志	山形県東置賜郡川西町大字上小松3171番地1	本社営業所	山形県東置賜郡川西町大字上小松3865-2	輸送施設の使用停止(60日車)	法第17条第1項第1号、法第17条第4項	令和6年2月22日及び3月7日、監査方針を端緒として監査を実施した結果、5件の違反が認められた。(1)乗務時間等基準告示の遵守違反(安全規則第3条第4項)、(2)疾病・疲労等のおそれのある運行の業務(安全規則第3条第6項)、(3)運転者の指導監督義務違反(安全規則第10条第1項)、(4)高齢運転者に対する特別な指導監督義務違反(安全規則第10条第2項)、(5)高齢運転者に対する運転適性診断受診義務違反(安全規則第10条第2項)	6	6
20240822	株式会社 東北タイセイ物流 (法人番号 7370001043624) 代表者高久 栄男	宮城県仙台市宮城野区扇町3丁目9番2号	福島営業所	福島県郡山市喜久田町卸2丁目21番地1	輸送施設の使用停止(50日車)及び文書警告	法第17条第1項第1号、法第17条第4項	令和6年2月19日、監査方針を端緒として監査を実施した結果、5件の違反が認められた。(1)乗務時間等基準告示の遵守違反(安全規則第3条第4項)、(2)点呼の実施義務違反(安全規則第7条第1項、第2項、第3項)、(3)点呼の記録義務違反(安全規則第7条第5項)、(4)運行指示書の作成義務違反(安全規則第9条の3第1項)、(5)運転者の指導監督義務違反(安全規則第10条第1項)	5	5

20240826	株式会社 ヤスモト (法人番号 3402701000433) 代表者 休石 基修	岩手県大船渡市日 頃市町字大迎37番 地1	本社営業所	岩手県大船渡市日頃市 町字大迎49番地1	輸送施設の使用停 止(30日車)及び文 書警告	法第17条第1項第2 号、法第24条	令和6年2月20日及び7月8日、監査方針を端緒とし て監査を実施した結果、3件の違反が認められた。 (1)整備不良車両等(安全規則第3条の3及び道路 運送車両法第47条)、(2)運転者の指導監督義務 違反(安全規則第10条第1項)、(3)自動車事故報 告規則に規定する事故の届出違反(法第24条)	3	3
20240828	大虎運輸北東北 株式 会社 (法人番号 2400001006227) 代表者 梶本 幸司	岩手県北上市流通セ ンター4番47号	青森支店	青森県青森市大字野木 字山口164-76	文書警告	法第17条第4項	令和6年7月26日及び30日、死亡事故を引き起こし たことを端緒として監査を実施した結果、1件の違 反が認められた。(1)運転者の指導監督義務違反 (安全規則第10条第1項)	0	0

※事業者点数は、行政処分等の年月日時点で事業者(東北運輸局管内のすべての営業所)に付されている点数の総和を表す。